

河合町危険空家等 除却費補助金交付の流れ

● 申請者がすること
● 町がすること

申し込み

不良住宅判定調査申込書（様式第1号）と
不良住宅判定調査に係る同意書（様式第2号）を提出



調査

立ち会いのもと不良住宅判定調査を実施



結果

不良住宅判定書（様式第3号）により結果を通知

提出

不良住宅と判定された場合
補助金交付申請書（様式第5号）と
同意書（様式第6号）*を提出

不良住宅でなかった
場合は、ここで終了

審査

※所有者または相続人が複数の場合や、補助対象建築物と土地
の所有者が異なる場合に提出

結果

補助金交付決定通知書（様式第7号）または
補助金不交付決定通知書（様式第8号）で結果を通知

契約・提出

補助金交付決定の場合
決定後に解体工事の契約をし、工事着手届
（様式第9号）を提出
（※必ず着工前に提出してください）

補助金不交付決定の
場合は、ここで終了

工事

補助金交付決定後30日以内に工事を着手してください



提出

補助金実績報告書（様式第12号）を提出
（※工事の完了日から起算して30日以内に提出してください）

審査

結果

補助金確定通知書（様式第13号）で結果を通知

提出

補助金請求書（様式第14号）を提出
（※確定通知を受けた後、速やかに提出してください）

補助金交付

